

業務委託仕様書

箕輪町 子ども未来課

1 業務名称（場所）

平成29年度 木下保育園建設事業 基本計画策定業務委託
（箕輪町木下北城）

2 業務履行期間

契約日から平成30年1月25日まで

但し、履行期間内に必要に応じて成果品の一部提出を求める場合があるので留意されたい。

3 業務の目的

本業務は木下保育園建設に当たり、後に掲げる「基本計画策定業務要領」他を踏まえ、新園舎の必要性、基本理念、備えるべき機能など設計の前提となる整備方針や与条件を整理したうえで、調査、検討を行い園舎の配置や規模、概算事業費、整備スケジュールなどの基本計画を策定することを目的とする。

4 敷地、計画施設他の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 施設名称 | 木下保育園 |
| (2) 施設用途 | 保育園 |
| (3) 敷地の場所 | 箕輪町大字中箕輪 13333-1、13333-2、13334-1、13334-2、13335-1 13335-2、13345-2、13345-1、13344-2、13344-1、13343-2、13343-1 |
| (4) 敷地面積 | 約12,600㎡（現地測量及び用地調査測量を別途発注） |
| (5) 用途地域 | 都市計画区域内 用途地域 指定なし |
| (6) 防火地域 | 指定なし |
| (7) 新園舎（新築） | 鉄骨平屋建 2300㎡程度 想定 保育対象児（0～5歳）195人定員予定（児童福祉法により120% 最大234人受入可能） 職員 保育士21人 給食調理員4人 |
| (8) 外構その他 | 敷地造成、園庭、駐車場、植栽、砂場、遊具、外物置、雨水対策（敷地内浸透処理）、隣接道路拡幅他、農業用水路付替、その他付帯施設 |

5 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、自らの組織の中から、管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- (6) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承認を得ること。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

(8) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

6 業務計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 業務概要
- ② 業務実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務実施体制及び組織計画

(管理技術者、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。また、協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。)

- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 打合せ計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 連絡体制
- ⑨ その他発注者が必要とする事項

(3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得ること。

(4) 発注者が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出すること。

7 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な打ち合わせを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面に記録し、相互に確認すること。

8 検査

(1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

(2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

9 業務内容

本事業計画地（建設予定地）は、農振農用地であり農振除外条件を満たさないが、農振農用地区域内であっても、土地収用法の事業認定を受けることにより農振除外許可、農地転用許可を得ずに早期に保育園建設が可能である。

土地収用法の事業認定申請にかかる各種資料等の作成を主として実施のこと。

業務の概要は次に掲げる業務とおりであるが、発注者と十分に打合せを行いながら実施すること。

(1) 基本計画策定業務

本仕様書を踏まえ、以下の事項について整理・検討を行い、基本計画を策定すること。

- ① 建設敷地等について
都市計画法、建築基準法等の法的条件を踏まえた各種調査、整理のうえ、敷地、形状等の検討を行う。
- ② 園舎等の規模の算定について
町内各保育園舎の現状と課題を整理し、各保育室の特性や要望事項等を考慮したうえで、次に掲げる規模の算定、保育室他の配置計画の検討。
 - ・必要諸室の選定及び規模の算定
 - ・倉庫等附帯施設の規模の算定
 - ・園舎全体の規模の算定
- ③ 建物他配置計画について
高さ、外観等の景観面の検討及び日影規制、騒音等の環境面の検討。計画地における園舎、園庭、駐車場等の配置計画の作成。
 - ・遊具配置を含めた園庭の必要面積
 - ・通園者及び職員、その他来園者の駐車スペースと必要台数の検討。
- ④ 概算事業費について
 - ・イニシャルコストの検討
敷地造成工事、本体工事、附帯・外構工事等、全体の概算事業費の算出
 - ・ランニングコストの検討
運営費、保全費、更新費、一般管理費等の概算費用の算出と比較検討
- ⑤ 事業スケジュールについて
- ⑥ その他基本計画策定に関し、関係官公署との協議、各種法的手続き等の必要となる事項の整理

(2) 図面関係

上記により検討した成果として次に掲げる図面等の作成。

- ①平面図（間取り図）
- ②立面図（4方向）
- ③配置図
- ④鳥瞰図（パース）

10 提供資料

別途発注 現地測量図面（平面図・断面図）、用地調査測量図、

11 提出書類

(1) 契約時提出書類

| 名 称 | 部 数 | 規 格 | 備 考 |
|------------------|-----|-----|-----|
| 契約書（建築設計業務委託契約書） | 2部 | A4 | ※1 |
| 着手届 | 1部 | A4 | |
| 管理・担当技術者通知 | 1部 | A4 | |
| 経歴書 | 1部 | A4 | ※2 |
| 資格証、健康保険被保険者証 | 1部 | A4 | |
| 設計計画表 | 1部 | A4 | |

※1 過去に箕輪町にて発注した建築設計業務の実績を有しない場合は、同実績のある業務完了保証人を要する。この場合は契約書は3部の提出とする。

※2 業務完了保証人の実績を含む。

(2) 業務中提出書類

| 名 称 | 部 数 | 規格 | 備 考 |
|--------|-----|----|------------|
| 業務計画書 | 1部 | A4 | 契約締結後10日以内 |
| 打合せ記録簿 | 1部 | A4 | |

(3) 完了時提出書類

| 名 称 | 部 数 | 規格 | 備 考 |
|--------|-----|----|--------|
| 完了届 | 1部 | A4 | |
| 引渡書 | 1部 | A4 | 成果品とも |
| 業務工程表 | 1部 | A4 | 実施状況記録 |
| 設計業務日報 | 1部 | A4 | |
| 打合せ記録簿 | 1部 | A4 | |
| 請求書 | 1部 | A4 | |

「長野県設計業務委託共通仕様書 設計業務委託に係る様式（最新版）」を準用のこと

12 成果品の取扱い

当該設計にかかる著作権は箕輪町に帰属する。

13 成果品

成果品は図面を除きA4ファイル形式とする。図面は折りたたみとして、A4ファイル内図面袋に収納する。

書類の他に図面データはJW形式CADデータ、A3版(変換)PDF形式他とし、CDにて納品のこと。

その他検討事項取りまとめ報告文書は、マイクロソフトWord又はマイクロソフトExcel仕様とする。

| 名 称 | | 部数 | 規格 | データ提出 (CD提出) |
|-----------------|----------|----------|----|----------------------|
| 図 面 | 平面図 | 2 | A1 | JW-CAD、PDF(A3サイズに変換) |
| | | 1 | A3 | |
| | 立面図 | 2 | A1 | JW-CAD、PDF(A3サイズに変換) |
| | | 1 | A3 | |
| | 配置図 | 2 | A1 | JW-CAD、PDF(A3サイズに変換) |
| | | 1 | A3 | |
| | 鳥瞰図 | 3 | A3 | PDF又はJPEG |
| | 各種 検討報告書 | | 1 | A4 |
| 概算費用計算書 | | 1 | A4 | |
| 打合せ記録 | | 1 | A4 | |
| 関係機関 協議書 その他 | | 必要 部数 | A4 | |

基本計画策定業務要領

1 基本計画策定の基本方針

(1) 基本計画理念

新施設整備についての基本的な考え方

町では、「子ども一人ひとりを大切にし、保護者や地域に愛される保育園を目指す」ことを保育理念に掲げ保育園運営を行っている。保育園は、人の一生の基盤づくりに極めて重要な乳幼児期の教育・保育の場であり、近年の少子高齢化といった社会情勢の変化の中では、保護者が安心して子どもを預けることができる安全な場でなければならない。また、地域の子育ての拠点として、地域全体の子育てを支援する役割も担っている。このような保育園の理念、役割を踏まえた空間となるように、保育園の整備を行うものである。

町は、次代を担う子ども育成を重要課題と捉え、運動あそび、英語あそび、読育、食育を施策展開の柱に据えた「ひと味ちがう箕輪の子ども育成事業」の推進を目標として掲げており、当該事業の目標及び目指す姿等に合致する整備を行うものとする。

(2) 基本事項

新たに整備する保育園にあつては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育を必要とする子どもに、専門性を有する職員が、家庭との連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うことはもちろん、公立という行政機関としての特性を發揮した連絡調整機能と充実した情報網及び保育士の豊かな経験等を活用し、今後も保育園の役割を積極的に担うため、以下の機能に重点を置くことでより実効性を高めるものとする。

① 行政機関としての機能の充実

公立保育園は、行政機関としての機能を認識し、行政担当課や関係機関と連携して、町における保育ニーズの実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した保育施策（未満児保育、長時間保育等）、子育て支援施策（一時預かり等）を積極的に展開する。

② 障がい児保育の充実

現在まで公立保育園で取り組んできた障がい児への保育について、更なる充実を図る。

③ 地域における子育て支援機能の充実

保育園は、子育てや食育についての専門的な知識を有しており、公立保育園では保育士の経験が豊富であるため、保育園の児童や保護者にとどまらず、地域における子育て支援を子ども未来課及び子育て支援センター等と連携して行う。

(3) 一般事項

① 景観：地域景観に十分配慮すること。箕輪町景観計画に配慮のこと。

- ・機能性、安全性、経済性及び施設の特性を踏まえデザインの向上、緑豊かな空間の創出
- ・街並みや自然環境との調和、周辺景観との一体性及び地域特性の導入

- ② 周辺環境：地域の気象条件に適合した公害等による環境破壊に対する配置・周辺環境との調和を図るとともに、次の事項について配慮すること。
- ・日照、通風の確保及び騒音、振動の抑制・眺望の妨害、見降ろしによる威圧感やプライバシーの侵害の防止
 - ・周辺道路の交通障害等の防止
- ③ 敷地：施設の配置、平面計画等にあたっては、地域におけるまちづくりとしての土地利用を勘案するとともに、次の事項等を考慮し敷地の有効利用を図ること。
- ・緑化と既存樹木の有効利用・歩車道分離による安全確保・降雪及び凍結対策
- ④ 防災：次の事項を考慮し、災害防止を図ること。
- ・地震等自然災害に対する安全性・有効な避難経路の確保
- ⑤ 幼児、高齢者、身体障がい者：幼児、高齢者、身体障がい者等の特性を踏まえ、「長野県福祉のまちづくり条例」等に従い機能性、安全性を考慮した設計とすること。特に段差の解消・手すりの配置・通行巾について十分検討すること。
- ⑥ 省エネルギー：敷地の環境、建物の用途、規模等の諸条件を総合的に考慮し調整を行いながら省エネルギー化を図り、周辺環境や地球環境への環境負荷低減をはかる。
- ⑦ コスト：建物の形態・仕様は標準的なものとし、特殊な形状や華美な仕上げとならぬよう注意すること。また、構造、仕上げ、屋根葺き、納まりなども合理的な工法を採用することとし、効率的な施工が可能となるよう検討すること。同様に、使用材料・部材・機器等についても規格化された部材の活用に努め建設コストの低減を図ること。竣工後の維持管理が容易で安価な仕様等を検討すること。
- ⑧ 自然循環型社会への配慮
自然循環型社会構築へ配慮するとともに、品質、性能及び市場性、廃棄物処理等を考慮する。
- ⑨ その他：監督員の指示による事項についてその都度協議すること。

木下保育園 所要室表

平成28年1月時人口状況による

| 部屋名等 設備等 | 部屋数 | 園児数(人) | | 職員数 | 参考面積(m ²) | | | 備 考 | | |
|-----------------------|-------------------|-------------|------------|-----|-----------------------|-------------|--------------|-------------|--|-------------------------|
| | | 定員 | 120% 受入 | | 最低 基準 | 計算 面積 | 参考面積 | | | |
| 保育室 (各室共通 布団収納庫必要) | 5歳児室 (年長) | 2 | 45 | 54 | 2 | 1.98 | 106.9 | 110 | | |
| | 4歳児室 (年中) | 2 | 45 | 54 | 2 | 1.98 | 106.9 | 110 | | |
| | 3歳児室 (年少) | 3 | 45 | 54 | 3 | 1.98 | 106.9 | 120 | | |
| | 2歳児室 | 2 | 25 | 30 | 4 | 1.98 | 59.4 | 70 | | |
| | 1歳児室 | 2 | 25 | 30 | 5 | 1.65 3.3 | 49.5 99.0 | 200 | 延長保育室を兼ねる配置も可 | |
| | 調乳室 含 沐浴室 含 | 0歳 (乳児室) | 1 | 10 | 12 | 3 | 3.3 | 39.6 | 100 | 保育室からの出入りとして男女別なしトイレを含む |
| | 多目的室 (兼 延長保育室) | 1 | — | — | | — | — | 150 | 多目的室は延長保育室兼ねることも可 | |
| | 計 | 13 | 195 | 234 | 園長1 主任1 計21 | | 548.4 | 860 | | |
| 遊戯室1 (3歳児以上) | | | — | — | | — | — | 350 | | |
| 遊戯室2 (未満児遊戯室) | | | | | | — | — | 150 | | |
| 給食室 | 調理室 | | — | — | 4 | — | — | 170 | 調理室・検収室・下処理室・洗浄室が区切られていること。 | |
| | 検収荷受室 | | — | — | | — | — | | | |
| | 下処理室 | | — | — | | — | — | | | |
| | 食品庫 | | — | — | | — | — | | | |
| | 洗浄室 | | — | — | | — | — | | | |
| | トイレ・手洗い 洗濯室 | | — | — | | — | — | | | |
| | 厨房事務室 休憩室 | | — | — | | — | — | | | |
| | 配膳カート置場 | | — | — | | — | — | | | |
| トイレ | 4・5歳児 (年中・年長) | | — | — | | — | — | 35 | 年長・年中共用の便所とし、廊下からの出入りする構造とすること。男女の別なし。 | |
| | 3歳児 (年少) | | — | — | | — | — | 40 | 年少専用の便所とし、保育室から出入りできるようにするなど利用しやすさに配慮すること。男女の別なし。 | |
| | 2歳 | | — | — | | — | — | 20 | 保育室から出入りできるようにするなど利用しやすさに配慮すること。男女の別なし。(0・1歳児用との共用も可とする) | |
| | 多目的(大人用) | | — | — | | — | — | 20 | 3箇所程度 廊下からの出入りする構造とすること 男女別 車椅子等の利用もできるもの | |
| 職員室 | 職員 | | — | — | | — | — | 130 | 医務室・静養室を兼ねること | |
| 更衣室 | 職員 | | — | — | | — | — | 25 | 男女別 保育士の利便性に配慮したもの | |
| 休憩室 | 職員 | | — | — | | — | — | 25 | | |
| その他 廊下等 | | | — | — | | — | — | 230 | | |
| その他設置希望 | 相談室 | | — | — | | — | — | 10 | 相談者のプライバシーに配慮したもの。 | |
| | 倉庫・教材室 その他収納 | | — | — | | — | — | 110 | 教材・消耗品・園児生活用品等収納するためのもの。十分な数と広さを要する。 | |
| | 図書スペース | | — | — | | — | — | 50 | | |
| 計 | | | | | | | | 2225 | 約2300m² | |

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|----------|---|---|---|---|---|------|--------------------------|
| その他設備等 | 門・柵 | | | | | | | | |
| | 冷暖房 | | | | | | | | 各保育室・職員室・給食室に設置。 |
| | 太陽光パネル | | | | | | | | 20kW～。 |
| | プール | 年少・年中・年長 | | — | — | | — | — | 指定なし |
| 0・1・2歳 | | | — | — | | — | — | 指定なし | 夏季使用時組立、夏季外は解体のうえ倉庫等へ保管。 |

その他、設計者の積極的な提案による設備他 保育士、給食調理員要望は別途あり

保育園庭について (児童福祉法 最適準 屋外遊技場は1人につき3.3m²以上) 以上児用園庭と未満児用園庭は進入防止柵等により区別

定員195人×3.3m²=643.5m² 120%受入 234×3.3m²=772.2m²